

平成18年度 第5回 芦屋市特別職報酬等審議会 会議録

日 時	平成18年10月31日(火) 午前10:00~午後0:05
場 所	北館4階 教育委員会室
出席者	山田会長, 小田副会長, 賀川委員, 辻委員, 西村委員, 野島委員, 広瀬委員, 藤田委員, 堀委員, 吉富委員 事務局 総務部長, 総務部次長, 労務・給与担当課長, 労務・給与担当主査
会議の公表	公 開 非公開 部分公開 < 非公開・部分公開とした場合の理由 >
傍聴者数	0 人

1 議題

- 答申(案)の審議
- 意見書(案)の審議

2 開会宣言

会 長) ただいまから, 第5回の特別職報酬等審議会を開催します。本日の会議は, 委員10名中全員の出席を得ていますので, 成立していることを報告します。

(1) 会議録署名委員の指名

会 長) 次に, 本日の会議録に署名していただく方を決めておきたいと思えます。本日5回目は吉富委員と小田委員にお願いしたいと思います。
(異議なし)

(2) 前回の議事録の確認

会 長) 事務局は, 前回の会議録を朗読してください。
(事務局, 会議録を朗読)

会 長) 会議録についてご意見はございますか。

委 員) 私の発言ですが5ページ目, 上から5行目の「法的な」は「公的な」に訂正願います。

委 員) 同じご発言の中で, 「不可分所得」とあるのは, 「可処分所得」ではないですか。

委 員) おっしゃるとおりです。ここも併せて訂正願います。

会 長) 会議録について, 他にご意見はございますか。
(異議なし)

会 長) ご異議がございませんので, 前回の議事録を承認したいと思います。

(3) 審議の内容

会 長) 本日, 前回までの議論を踏まえ, 答申書の案と退職手当に関する意見書の案を用意してもらいました。これを審議してまいりたいと思えます。

その前に、前回確認しておりませんでしたので今この場で確認しておきたい事項があります。三役の給与と退職手当について、適用時期は平成19年4月1日、市議会議員の報酬の適用時期は、平成19年6月11日で如何でしょうか。

委員) 三役についての退職手当の適用時期は、新しい任期からでよいのではないのでしょうか。現職の平成19年4月1日から三役の退任までの間は現行維持です。

会長) 自主的に減額している期間が平成19年3月31日で終了するので、新年度からであると思うのですが。

委員) 議員は平成19年6月11日からですか。

事務局) 議員は自主的に減額している期間が平成19年6月10日までですので、その後からが適当かと考えますが如何でしょうか。

委員) 選挙は4月ですが、新規の議員さんは6月からですか。

事務局) おっしゃるとおりです。

委員) 震災前は新規の議員さんの就任時期は4月だったのです。震災の影響で市議会議員の就任時期がずれてしまった。これを元に修正することはないのか。

事務局) 本審議会はこのあたりの規則等については、触れることが適当でないので事務局から選挙管理委員会に伝えておくこととします。

会長) これは、我々の答申事項ではないので別の機関に委ねましょう。

委員) 市長についてですが、平成19年4月から答申案を適用するとすると、任期終了直前で退職手当の大幅な減額があるのは、如何なものかと考えます。就任前に予定されていたことで、一定の契約であると考えたら不履行になると思います。

委員) 現市長の退職手当は、平成19年3月31日までは現行の退職手当の計算式でそれまでの期間分を算出し、4月1日からは答申案どおりの退職手当額で計算した金額の合算ですね。

事務局) いいえ。案どおりなら平成19年4月1日に適用となる計算式で全期間を計算します。

委員) 現市長の任期切れ直前で審議会が開催されたことにより、その様なご感想をお持ちになられたのではないですか。

委員) いいえ。私の意見は新市長の報酬を答申するという考え方です。現市長の給与について答申するというのは就任前の契約といいますが、任期中での変更がなされるのは違和感を覚えます。ですから、4年に一度選挙前に新市長の報酬を審議することが適当と思います。

委員) 4年に一度となると、固定化されて流動的に審議できなくなりますか。

委員) だとしても、任期の残り僅かで約500万円の退職手当の減額は如何なものでしょう。

委員) 経済情勢や財政状況の変化により、審議会を開催を市長さんが決められて、我々はそれに応じて、参集している訳で、その中で出した結論ですから退任間際での大幅減額も致し方ないのではないのでしょうか。

事務局) 退職手当を計算するための要素は「退職時の給料月額」「在職月数」及び「支給率」です。答申案及び意見書案どおりとすると「退職時の給

料月額」と「支給率」が下がりますので、市長は、約1,160万円の減額になります。

委員) 議員が退任する月と就任する月の報酬の日割りはどうなりますか。
事務局) 就任する月は日割りとなります。退任する月は1月分満額支給されません。

委員) 報酬の2重取になるになるので、ルールを変更する必要があると思います。

委員) 三役と議員の任期はほぼ同じ時期に終わります。三役の平成19年4月1日適用と議員の平成19年6月1日適用の違いを整理しておく必要があると思います。

事務局) それぞれ自主減額が終わった翌日からの適用が適当であると考えられるとの整理でいかがでしょうか。

会長) では、三役は平成19年4月1日から議員は平成19年6月1日からの適用でよろしいですか。

(異議なし)

会長) それでは、適用時期については承認されました。続いて答申案の審議に移りたいと思います。事務局は答申案を読み上げてください。

(事務局、答申案を朗読)

会長) 答申案のご審議を願います。

委員) 6ページの最初の1行目及び2行目を更に詳細に記述していただきたい。

事務局) 具体的にどの様な記述でしょうか。

委員) 議員数15名と年収886万3,500円を挿入していただければよい。

会長) 答申書の中に具体的な数字を挿入するのは、どうかと思います。

委員) 6ページの「4 結び」の「なお、」以下に「4年に一度審議会を開催する」の文言を挿入していただきたい。

事務局) 「4年に一度」の文言を挿入してしまいますと、社会情勢の変化等によらず4年に一度の周期で開催することとなりますが、よろしいでしょうか。

委員) では、「選挙等」の文言を挿入することは可能でしょうか。

委員) もう一つ、答申書の文書としては馴染まないのではないのでしょうか。

委員) 5ページの下から2行目からの文書を削除いただきたいと思います。

事務局) この文書は、各委員のご意見の代表的なものを例示的に列記しているところですが、如何ですか。

委員) なるほど。了解しました。

委員) 地域手当は、給料月額の10%で固定するのですか。

(事務局、地域手当の説明)

事務局) 地域手当は条例で額を規定しています。人事院による率の改定がありましたら条例改正の必要があります。当面は、給料月額の10%に当たる額で行くこととなります。

委員) 3ページ「2 改定すべき額等の考え方」の「(1) 基本的な考え方」の第2段落の2行目、「市税収入の増加等から15億円余りの剰余金が・・・。」の部分の一番大きな要因は、市税収入の増加が一番の要

因ではないですね。市有地売却益が一番の要因ですね。例示は、一番の要因を記載すべきかと思います。

会 長) 表現として、一番理解しやすく、無難なところではないでしょうか。
(委員, 同意)

会 長) 他にご意見はございますか。
ご意見がないようでしたら、答申案を承認とさせていただきますが、
ご異議ございませんか。
(異議なし)

会 長) それでは、答申案を正式に答申とさせていただきます。引き続き特別職の退職手当に関する意見書案について、審議いただきます。事務局は、意見書案を読み上げてください。
(事務局, 朗読)

会 長) 意見書案についてご意見ございませんか。
(異議なし)

会 長) それでは、意見書案を正式に意見書とさせていただきます。

会 長) 答申書への署名を省略するかどうかです。

委 員) 記名はしてありますが、署名を必ずしないといけないのですか。

事務局) 会議運営に関する取決事項で署名することを決めております。

委 員) 市長への答申までに日にちがないので、省略してはどうですか。

会 長) 委員名も記載されているので、省略することによろしいですか。
(異議なし)

事務局) 市長への答申は、会長と副会長でお願いします。日程につきましては、11月6日午後3時に会長、副会長ご兩名により市長へ答申書及び意見書を手渡していただきます。答申直後に議会への報告と報道機関への発表をさせていただきます。本日の議事録は、署名委員さんの確認、署名をいただいた後、製本した答申書と一っしょに郵送させていただきます。

会 長) それでは、本審議会の役目はこれで終わったかと思います。ただ今をもって本審議会を解散いたします。ご苦労様でした。

以 上